

令和5年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第6回）

日時：令和6年3月26日（火）午前10時00分～

形式：対面及びオンラインの併用方式

— 会 議 次 第 —

- 1 環境影響評価書案に係る質疑及び審議
六本木五丁目西地区市街地再開発事業【1回目】

【審議資料】

- 資料1 「六本木五丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価書案に対する
都民の意見書及び事業段階関係区長の意見

<出席者>

会長 柳委員

第一部会長 奥委員

荒井委員

飯泉委員

玄委員

堤委員

速水委員

水本委員

横田委員

渡部委員

(10名)

椿野アセスメント担当課長

石井アセスメント担当課長

「六本木五丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係区長の意見

1 意見書等の件数

都民からの意見書	4 件
事業段階関係区長からの意見	2 件
合 計	6 件

2 都民からの主な意見

(1) 大気汚染

① 地下駐車場及び熱源施設からの排気口位置

外苑東通りは多くの人々が通行する道路であり、地下駐車場及び熱源施設稼働による二酸化窒素・浮遊粒子状物質排出の排出口が計画地の北東角にあることは六本木の街にくる人々の健康に影響を与える可能性がある。加えて、排出された二酸化窒素と浮遊粒子状物質は麻布保育園に多く蓄積される計画となっている。排気口位置の変更をすべきである。

② 開発期間中の空気汚染

麻布台開発時、目で確認できるほどの空気汚染があった。検討時と工事期間中との結果をもって説明いただかなくては納得しかねる。

また、このような開発が行われることにより、六本木の街にも空気汚染が懸念され、風評被害にも繋がりがねない。街の賑わいを損ねることなく、計画を進めるためには六本木交差点付近の区域を除外した開発計画を再考すべきである。

(2) 風環境

六本木エリアではすでに東京ミッドタウン、六本木ヒルズ、麻布台と超高層ビルが建設されており、それらすべてからの風の影響を考えるべきである。

(3) その他（事業計画）

① 道路計画（外苑東通り 道路拡幅の不要性）

現状で外苑東通り沿い北側道路に渋滞が発生しており、芋洗坂の延伸は新たな渋滞を生む可能性があり、芋洗坂拡幅延伸の計画は変更すべきである。

また、外苑東通りを更に拡幅する計画だが、地域の主要渋滞箇所には指定されておらず、拡幅の必要性がない。

② 緑化計画（自然緑地減少のおそれ）

東洋英和女学院幼稚園・小学校、日本銀行鳥居坂分館、国際文化会館（旧岩崎邸庭園）の一部の樹木を伐採し、ほぼすべての緑化を屋上緑地とする本計画は「都心の森」というコンセプトへの理解に苦しむ。既存樹木を伐採する計画を根本的に見直し、現存する緑を守りながら開発する計画へと変更すべきである。

3 関係区長からの意見

【港区長】

(1) 総論

- ① 環境影響評価書を作成する際は、調査方法、評価基準等について、内容や表現をさらに工夫し、本計画が周辺的生活環境にどのような影響を与え、どのように配慮するのかを誰もが理解しやすいように示してください。
- ② 計画地周辺の住民及び関係者に対して、計画や工事に関する情報提供を適切に行い、意見・要望等があった場合には、真摯に対応してください。

(2) 大気汚染

- ① 「大気汚染防止法」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」等の法令を遵守し、各手続き、アスベスト等の飛散防止対策及び廃棄物処理を適切に行ってください。
- ② 工程計画や工事方法、建設機械等を決定する際は、計画地周辺の住民及び関係者の生活環境を十分に配慮し、影響が極力小さくなるように努めてください。

(3) 騒音・振動

- ① 「騒音規制法」、「振動規制法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の基準を遵守した上で、1日の工事時間や建設機械の稼働時間、同時稼働台数等にも気を配り、計画地周辺の住民及び関係者への影響が極力小さくなるように努めてください。
- ② 計画建築物の規模が特に大きいことを踏まえ、工事用車両の車両計画等を工夫し、工事用車両の減少に努めてください。

(4) 日影

実施設計を進めていく中で、日影の影響がさらに小さくなるように努めてください。

(5) 電波障害

- ① 計画建築物等により電波障害が生じる場合には、障害内容と具体的な対策等について、速やかに電波障害を受ける人に情報を提供してください。
- ② 相談窓口を明確にし、迅速かつ丁寧に対応して下さい。

(6) 風環境

- ① 敷地周辺の歩道等を通行する者の安全が確保されるとともに、敷地内の広場・緑地の利用者が快適に過ごし憩えるよう、十分な風対策を着実にを行い、可能な限りビル風の低減に努めてください。
- ② ビル風軽減策の検討においては、防風植栽だけでなく、フェンスや防風スクリーン、庇、建物形状、隅角部の切除や円形化等、総合的に検討し、更に工夫してください。
- ③ 防風植栽については、防風機能を十分に満足する成長した樹木を選定するほか、「港区ビル風対策要綱」に基づく適切な植栽の維持管理を行ってください。
- ④ 工事期間中の風の測定等について、近隣住民等からの要望が出た場合は対応するとともに、ビル風の苦情等には丁寧に対応し、必要に応じ対策を講じてください。
- ⑤ 建設後、事後調査を行い、予測結果を上回る風環境であった場合には、確実に追加の対策を講じてください。

(7) 景観

「東京都景観条例」及び「港区景観条例」に基づく協議・相談に真摯に対応し、この地域一帯の景観がより一層良好なものとなるように努めてください。

(8) 史跡・文化財

- ① 埋蔵文化財の確認調査については、調査方法、範囲について十分に区と協議してから実施するようにしてください。
- ② 埋蔵文化財が確認された場合には、「文化財保護法」に基づき適切に対応してください。

(9) 温室効果ガス

- ① 「港区建築物低炭素化促進制度」に基づき、建築物のエネルギー使用の合理化に関する措置及び建築物のヒートアイランド現象の緩和に関する措置を講じてください。
- ② 可能な限り太陽光発電システム等の創エネルギー機器の導入に努めてください。
- ③ 工事期間中を含め、計画建物においては、再生可能エネルギー由来の電力の使用に努めるとともに、より高い再生可能エネルギー割合の確保に努めてください。
- ④ 可能な限り建築物の省エネルギー性能を高め、ZEB・ZEH-Mの水準の達成を検討してください。
- ⑤ 「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」に基づき、港区と協定を締結した自治体から産出される協定木材等の国産材の使用に努めてください。

(10) その他

- ① 周辺の交通渋滞や放置自転車の解消、二酸化炭素排出量削減に寄与するため、敷地内に自転車シェアリングのサイクルポートや公共的に利用できる自転車駐車場の設置を検討してください。
- ② 計画地は、保育園や学校等の子どもが利用する施設が近接しています。工事中及び供用後の交通安全対策を徹底してください。
- ③ 交通渋滞等による通行上の支障が発生しないように計画してください。また、工

事用車両の路上待機による交通渋滞も発生しないように注意してください。

- ④ 太陽光の反射に配慮した設計とするほか、公開空地や店舗等の照明の照度や向きを調整し、周囲環境に配慮してください。

【目黒区長】

(1) 電波障害

電波障害について、予測に基づき適切な措置が講じられるものと考えますが、計画建物の工事中や完成後に障害が生じた場合は、速やかに調査を実施し、住民からの問い合わせに対しては、誠意を持って対応してください。